

告示第 464 号

市有財産を一般競争入札に付すにあたり、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び塩竈市契約規則（昭和 45 年規則第 21 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 6 年 8 月 19 日

塩竈市長 佐藤 光樹

1. 処分市有財産の表示

（土地）

所在：塩竈市北浜一丁目

地番：9 番 1-1

地目：宅地

地積：公簿 18.15 平方メートル、実測 18.18 平方メートル

参考価格：895,000 円

※参考価格は売却価格の目安です。（最低入札価格及び予定価格ではありません。）

※今回の売買については、現状有姿での売買となります。

2. 入札の日時

令和 6 年 10 月 31 日（木） 午後 1 時 30 分より

3. 入札の場所

塩竈市旭町 1 番 1 号 塩竈市役所入札室（4 階）

4. 入札参加申込受付

（1）申込受付日時

令和 6 年 8 月 19 日（月）から令和 6 年 10 月 18 日（金）まで  
午前 9 時から午後 5 時まで ※土曜日、日曜日を除く

（2）申込受付場所

塩竈市旭町 1 番 1 号 塩竈市総務部管財契約課管財係（2 階）

（3）申込に必要な書類

- ・土地売却に係る一般競争入札申込書 兼 誓約書（様式第 1 号）
- ・宣誓書兼個人情報の取扱いに関する同意書
- ・添付書類（各証明書は発行後 3 カ月以内のもの）

ア. 個人の場合 ①住民票抄本 ②印鑑登録証明書（各 1 通）

③納税証明書（市県民税・固定資産税【令和 4 年度分及び令和 5 年度分】）

- イ. 法人の場合 ①現在事項全部証明書 ②代表者の印鑑登録証明書（各1通）  
③納税証明書（法人市民税【直近2年度分】・固定資産税【令和4年度分及び令和5年度分】）

ただし、法人の場合で令和5年度・6年度の塩竈市指名競争入札参加資格承認簿に登録されている者は添付書類の提出は必要ありません。

(4) 現場説明

令和6年10月24日（木）物件所在地にて午前10時30分から行います。

5. 入札参加資格

入札の参加申込は、個人、法人を問わず、次に掲げる事項に該当しなければ、どなたでもできます。

【申込みできない方】

- ① 一般競争入札の当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない等、地方自治法施行令第167条の4に定める資格制限にふれる者
- ② 塩竈市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年告示第93号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員等に該当する者又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者
- ③ 自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為等の不適当な行為をする者

6. 入札保証金

入札参加者は、希望入札金額の『100分の5以上』に相当する金額を現金等により入札当日の午後1時00分から午後1時15分までに入札場所で納付してください。この入札保証金を返還するときは、利息を付しません。ただし、落札者にはこの入札保証金を返還せず契約保証金に充当します。

7. 落札者の決定

予定価格以上の者で有効札の最高価格とします。  
最高価格が2者以上いる場合はくじ引きにより決めます。

8. 契約保証金

契約金額の『100分の10以上』（落札者のみ）  
この契約保証金は売買代金の一部に充当するものとします。

9. 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格の無い者の行った入札、及び入札に関する要件に違反した入札は無効とします。

## 10. 契約

落札者は、令和6年11月7日（木）までに売買契約を締結します。なお、売買代金以外にも売買契約書に貼付する収入印紙、本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担とします。

## 11. 売買代金の残金の納付

売買契約を締結した者は、売買契約締結の日から30日以内に塩竈市が発行する納入通知書により、売買代金から契約保証金を差し引いた金額を納付するものとします。

## 12. 土地の引渡し及び所有権移転登記

- (1) 落札物件の所有権は、土地代金が完納されたときに移転することとします。
- (2) 所有権移転登記の手続きは、塩竈市において行います。なお、所有権の移転登記名義は売買契約書の買受人名義（入札書に記載の落札者名義）で行います。
- (3) 所有権の移転に要する一切の費用（登録免許税等）は、買受人の負担とします。
- (4) 土地の引渡しは、売払代金の納付を市が確認した後、売払代金納付時の現状有姿のまま引き渡します。なお、引渡しに関する一切の費用は、買受人の負担とします。
- (5) 買受人は、落札物件の所有権移転前に、その物件に係る権利義務を第三者に譲渡することはできません。

## 13. その他の注意事項

- (1) 現場説明に不参加の方が入札に参加した場合は、現場説明における各種事項について、全て了知されているものとみなします。
- (2) 物件の引渡しは現状有姿のままで行うので、必ず事前に現地の状況等を確認し、都市計画法・建築基準法等、法令に基づく制限等も調査確認を行ってください。敷地内に存在する工作物等においてもそのままの引渡しとなります。土地の利用制限等についても、あらかじめ各自で関係機関に確認を行ってください。
- (3) 買受人が、売買契約書に定める義務を履行しないために、塩竈市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (4) 地盤調査、地質調査等は実施していませんので、必要な場合は、所有権移転後に買受人が行ってください。
- (5) 契約締結後に、土地等に関する不具合が発見された場合であっても、買受人は売買代金の返還及び減額の請求又は損害賠償の請求を求められません。この場合において、塩竈市は契約不適合責任を負わないものとします。

宮城県塩竈市旭町1番1号  
塩竈市総務部管財契約課管財係  
電話022-355-5781  
FAX022-364-5304